

# 2020年度「研究開発型スタートアップ支援事業／ NEDO Entrepreneurs Program (NEP)」第1回公募 公募要領

受付期間：2020年4月28日(火)～2020年5月28日(木)正午必着

## 【ご注意】

1. 本事業は、2020年度の政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容の変更や中止等が生じる場合があります。
2. 持参での受付は致しませんのでご注意願います。
3. 経済状況等を鑑み、政府や機構の方針により、緊急で公募の中止または延期、内容の変更、事業期間の変更等が生じる可能性があります。最新の情報につきましては、本公募のHPをご確認ください。

2020年4月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

# 目次

1. 事業概要
  - 1-1. 事業の目的
  - 1-2. 事業の概要
  - 1-3. 助成事業対象者の要件
  - 1-4. 助成対象事業の要件
  - 1-5. 予算規模
  - 1-6. 事業期間
  
2. 応募の手続き等
  - 2-1. 助成金交付申請に係る提案書
    - (1) 提案書の様式の入手
    - (2) 提出書類
    - (3) 提案書送付先
    - (4) 提案書の受付期間
    - (5) 提案に関する問い合わせ先
    - (6) 公募説明会
  - 2-2. 応募に関する注意
  - 2-3. 主任研究者について
    - (1) 研究開発経歴(現職含む)
    - (2) 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む)
  - 2-4. e-Rad(府省共通研究開発管理システム)登録
  
3. 公募開始から交付決定までのプロセス
  
4. 助成事業者の選定について
  - 4-1. 選定方法
  - 4-2. 審査基準
  - 4-3. 採択者の公表及び通知について
  
5. 助成事業の詳細
  - 5-1. 助成対象費用
  - 5-2. 交付決定から助成金の交付までのステップ
  - 5-3. 交付決定等の取り消し
  - 5-4. 取得財産の管理
  - 5-5. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて
  - 5-6. 事業期間終了後
  
6. 禁止事項及び不正防止について
  - 6-1. 本事業内の重複応募
  - 6-2. 重複の排除
  - 6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応
  - 6-4. 「国民との科学・技術対話」への対応について

- 6-5. 研究活動の不正行為への対応
- 6-6. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
- 6-7. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

## 7. その他

- 7-1. 申請情報の管理
- 7-2. 秘密の保持
- 7-3. 留意事項

2020年度「研究開発型スタートアップ支援事業／NEDO Entrepreneurs Program(NEP)」に係る公募について  
(2020年4月28日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、「研究開発型スタートアップ支援事業」において、NEDO Entrepreneurs Program(NEP)の公募を行います。

本事業は「研究開発型スタートアップ支援事業／NEDO Entrepreneurs Program (NEP)助成金交付規程」に則り実施しますので、必ずご確認ください。

なお、本事業は政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画等に変更または中止等が生じる場合があります。

## 1. 事業概要

### 1-1. 事業の目的

「ベンチャー・チャレンジ 2020」(2016年4月19日 日本経済再生本部決定)では、「日本にもベンチャーエコシステムを確立し、自然発生的にベンチャーが生まれ、育っていく、そしてその好循環が持続する。そうした仕組みの構築を目指さなくてはならない。」とされており、産学官全ての関係機関が「ベンチャーエコシステム」の構築を共通の目標と認識し、その実現を目指すことが重要です。

[http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho\\_senryaku/venture\\_challenge2020.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_senryaku/venture_challenge2020.pdf)

また、「科学技術イノベーション総合戦略 2017」(2016年6月2日閣議決定)では、新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化として、「研究開発のスピードアップや新事業及び将来事業の有効な創出の手段として、大企業とベンチャー企業の相互理解を深めることによる連携・交渉の円滑化を図り、人材・技術・資金の好循環を促進する。」とされており、人材・技術・資金の好循環を構築することが求められています。しかしながら、我が国の研究人材の流動性は非常に低く、組織を超えた人材の活躍が一層求められています。<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf>

さらに、「統合イノベーション戦略」(2018年6月15日閣議決定)では、「大企業・大学等とベンチャー企業との間で、対等な協業・連携や柔軟な人材の移動を促すこと等を2～3年を目途に検討し、日本型の研究開発型スタートアップエコシステムを構築する。」とされており、大企業・大学等とベンチャー企業の連携強化やスピンアウト等の推進に資する取組の実施及び強化が求められています。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/tougo\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/tougo_honbun.pdf)

起業家候補人材には、技術シーズやビジネスプランの実現性の実証(Proof of Concept; 以下「PoC」という。)や市場調査に係る資金、事業化のためのビジネスプラン構築に係る研修・個別メンタリング、ビジネスプランの発表及び投資家や事業会社とのマッチング機会を提供することで、**研究開発型スタートアップの起業促進及び事業化加速を目指します。**

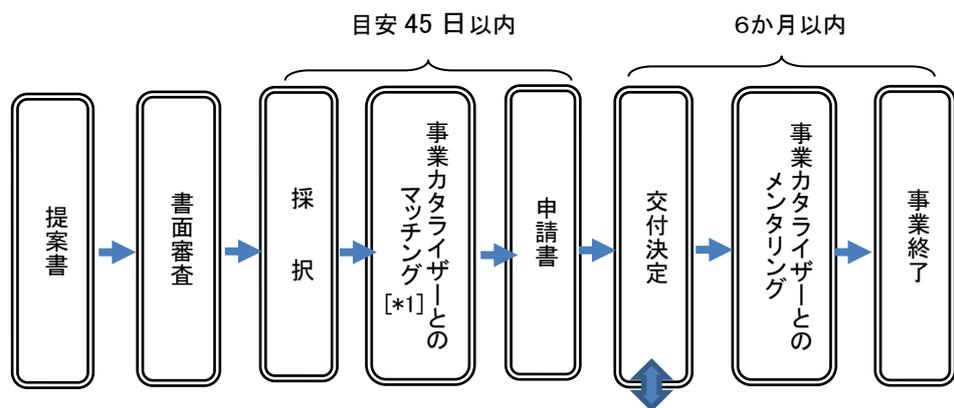
1-2. 事業の概要

本事業では、具体的な技術シーズを活用した事業構想を有する起業家候補支援プログラム(NEDO Entrepreneurs Program;以下「NEP」という。)で活動する起業家候補人材(本公募開始日(2020年4月28日)時点で法人化されている事業は対象外)をNEDOで公募します。

別途NEDOが委嘱する事業化支援人材(以下「事業カタライザー」という。)がハンズオンで行う各種起業活動支援を受けて、事業化活動を実施します。NEP タイプ A、NEP タイプ B の2種類の公募を行います。実施内容、支援については以下のとおりです。

(1) NEP タイプAの採択から事業期間終了までの流れ

- ・ NEP タイプAの事業者(以下「NEP タイプA」という。)は、採択の決定の通知後原則 45 日以内に、①NEDO が委託した運営管理法人と経理業務等に関する委任契約を締結したことを記した報告書(様式第22)のNEDOへの提出。②担当事業カタライザーの決定。③提案書を基にした申請書の作成及びNEDOへの提出。の3点が交付決定において必要です。また、交付決定を法人で行う場合は①報告書(様式第22)の提出は不要で、④誓約書及び必要資料の提出が必要です。
- ・ NEP タイプAは、ビジネスプラン作成、市場調査、試作品設計・製作など、研究開発型スタートアップの立ち上げ及び事業化加速に必要な活動(以下「事業化可能性検討」という。)をNEDOの事業カタライザー(起業・事業化に向けた活動及びビジネスプラン構築の指導を行う専門家)による指導の下で実施します。



- 条件①. 運営管理法人と経理業務等に関する委任契約を締結したことを記した報告書をNEDOに提出すること。
- 条件②. 担当事業カタライザーを決定すること。
- 条件③. 申請書を作成してNEDOに提出すること。
- 条件④. 誓約書及び必要資料(履歴事項証明書、定款、登記簿謄本の写し等)を NEDO に提出すること(但し、提案事業が交付決定日までに法人化した場合のみ)。

\*1: マッチングに必要な書類を作成して頂く必要があります。また、必要に応じて対面でのマッチングを実施する可能性もございます。希望通りとならない可能性及びカタライザーからの希望がなくマッチング出来ない可能性もございます。

図1 提案から事業終了迄のスケジュール

(2) NEP タイプ A[個人]での支援内容

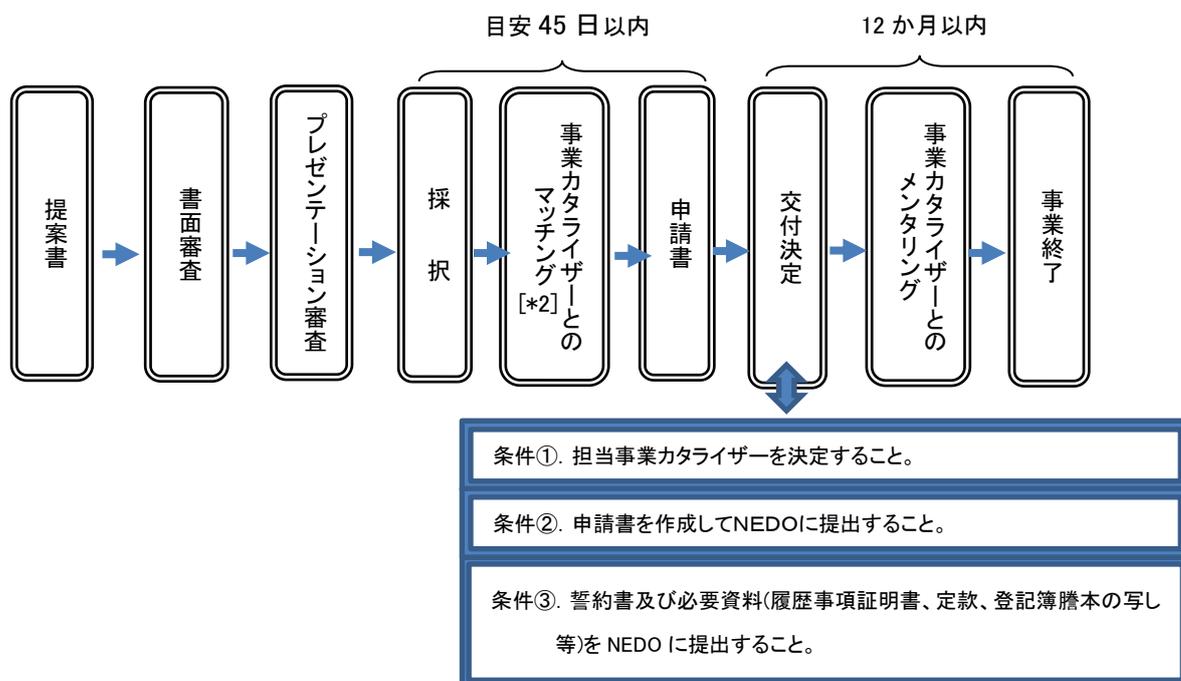
- ① 運営管理法人の支援を提供します。具体的には本助成事業に係る資金管理・支払対応、NEDOへの報告調整等の支援、発注・各種契約対応等。
- ② 事業化可能性検討業務の指導を担当する事業カタライザーをマッチングする支援をいたします。なお NE タイプAは、当該事業カタライザーが必要と認めた場合には、技術カタライザー（特定技術分野の専門家）や専門カタライザー（弁護士や弁理士等）等を活用することができます（各カタライザーに対する費用は別途NEDOが負担します。）。
- ③ NE タイプAが「事業化可能性検討」を実施する活動費として、原則1事業者当たり上限 5 百万円未満（税抜）が使用できます。活動費の使用は、運営管理法人を通じて、又は請求払によるものとします。

(3) NEP タイプ A[法人]での支援内容

- ① NEDO または経理カタライザーが経理に関するアドバイス等の支援を提供します。
- ② 事業化促進検討業務の指導を担当する事業カタライザーを割り当てます。なお NE タイプ A は、当該事業カタライザーが必要と認めた場合には、技術カタライザー（特定技術分野の専門家）や専門カタライザー（弁護士や弁理士等）等を活用することができます（各カタライザーに対する費用は別途NEDOが負担します）。
- ③ NE タイプ A が「事業化促進検討」を実施する活動費として、原則1法人当たり上限 5 百万円未満（税抜）が使用できます。発注支払い等は事業者が行い、原則、活動費は事業者の立替え払いで、確定検査後に NEDO から事業者へ清算払いを行います（事業者の希望に応じて、概算払いも可能とします。）。

(4) NEP タイプBの採択から事業期間終了までの流れ

- ・NEP タイプ B の事業者(以下「NE タイプ B」という。)は、採択の決定の通知後原則 45 日以内に、①担当事業カタライザーの決定。②提案書を基にした申請書の作成及びNEDOへの提出。③誓約書及び必要資料の提出。の 3 点が交付決定において必要です。
- ・NE タイプ B は、ビジネスプラン作成、市場調査、試作品設計・製作など、自らの研究開発型スタートアップの加速に必要な活動(以下「事業化促進検討」という。)をNEDOの事業カタライザー(起業・事業化に向けた活動及びビジネスプラン構築の指導を行う専門家)による指導の下で実施します。



\*2: マッチングに必要な書類を作成して頂く必要があります。また、必要に応じて対面でのマッチングを実施する可能性もございます。希望通りとならない可能性もございます。実施が採択前になる可能性もございます。

図 2 提案から事業終了迄のスケジュール

(5) NEP タイプ B での支援内容

NEDOは、NE タイプ B に対し、以下①～③の支援を実施いたします。

- ① NEDO または経理カタライザーが経理に関するアドバイス等の支援を提供します。
- ② 事業化促進検討業務の指導を担当する事業カタライザーを割り当てます。なお NE タイプ B は、当該事業カタライザーが必要と認めた場合には、技術カタライザー(特定技術分野の専門家)や専門カタライザー(弁護士や弁理士等)等を活用することができます(各カタライザーに対する費用は別途NEDOが負担します)。
- ③ NE タイプ B が「事業化促進検討」を実施する活動費として、原則1法人当たり上限 30 百万円(税抜)[\*3]が使用できます。発注支払い等は事業者が行い、原則、活動費は事業者の立替え払いで、確定検査後に NEDO から事業者へ清算払いを行います(事業者の希望に応じて、概算払いも可能とします。)  
\*3:2018 年度、2019 年度の NEP 事業を行った事業者が再度タイプ B で事業を行う場合は、原則、1事業者当たり上限 25 百万円(税抜)となります。

1-3. 助成事業対象者の要件

次に示す条件を満たす起業家候補とします。

■主な注意点

- ・いずれも原則、本公募開始日(2020 年 4 月 28 日)時点で法人化されている事業は対象ではない。
- ・ただし、2019 度 TCP 事業において所定の賞を受賞した者が応募する場合のみ、法人での応募を認めます(その場合は当該法人での応募、当該法人での交付決定となります。)。その他、要件については、以下の応募要件に準じます。
- ・2018 年度、2019 年度の NEP 事業を行った事業者は NE タイプ B での応募のみ認めますが、その他応募要件については、以下の応募要件に準じます。

■NEP タイプAの応募要件

- (1) 具体的な技術シーズを活用し、それに基づく事業構想のもと、研究開発型スタートアップを立ち上げようとし、事業活動開始・資金調達を目指している者。また、外国籍の者については、日本国内で研究開発型スタートアップを立ち上げようとしている者。
  - (2) 公募採択までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
  - (3) 我が国の経済活性化に寄与すると認められる応募であること。
  - (4) 採択決定後、原則 45 日以内を目安として、①運営管理法人と経理業務等に関する委任契約を締結したことを記した報告書(様式第22)をNEDOに提出すること(運営管理法人との経理業務等に関する委任契約については、NEDO より別途案内します。)。②担当事業カタライザーを決定すること。③提案書を基に申請書を作成してNEDOに提出すること。④誓約書及び必要資料(履歴事項証明書、定款、登記簿謄本の写し等)をNEDOに提出すること(提案事業が交付決定日までに法人化した場合のみ)。
- ◇申請書提出日までに設立する研究開発型スタートアップの要件(提案事業が交付決定日までに法人化した場合のみ)
- (5) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
  - (6) 助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
  - (7) 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な処理能力を有すること。
  - (8) 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
  - (9) 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。

(10)公募開始後から事業終了までの期間に起業する場合、中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数[x])
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

x:常時使用する従業員には、家族従業員、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。又、他社への出向者は従業員に含みます。なお、本事業において「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業[x]の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業[x]の所有に属している企業
- ・大企業[\*4]の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

\*4:本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)

(11) 本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

(12) 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

(13) 技術研究組合は本事業の対象外とする。

(参考)会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士又は監査法人。会社法 337 条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

(14) 設立した新法人が既存の法人と「関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第八条(定義) 5 項)」及び「子会社(会社法 第二条(定義) 三項)」の関係にないこと。

## ■NEP タイプBの応募要件

### ◇起業家候補(個人またはチーム)の要件

- (1) 具体的な技術シーズを活用し、それに基づく事業構想のもと、研究開発型スタートアップを本公募日から申請書提出日までの間に設立し、事業活動開始・資金調達を目指している者。日本国内で研究開発型スタートアップを申請書提出日までの間に設立すること。
- (2) 公募採択までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
- (3) 我が国の経済活性化に寄与すると認められる応募であること。
- (4) VC等[\*5]からの出資関心願／出資関心確認書を2次審査の5営業日前までにNEDOに提出すること。

\*5:「VC等」の要件は下記の通りとする。

- ・業としてスタートアップ企業への投資機能を有し、NEPの事業化支援機能を有する企業(ベンチャーキャピタル及びシードアクセラレータ等)であること。
- ・NEPが対象とする技術領域[\*6]の事業化を支援する能力(ハンズオン能力)を有すること。特に、販路を含め、具体的かつ広範なネットワークを有すること。
- ・日本国内において、NEP事業者の事業化を支援する拠点を有し、ハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
- ・反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ・倫理綱領に同意すること。

\*6: 経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、環境、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。但し、原子力に係るものは除く。)

- (5) 採択決定後、原則45日以内を目安として、①担当事業カタライザーを決定すること。②提案書を基に申請書を作成してNEDOに提出すること。③既存法人より新しく法人を立てる場合は、④誓約書及び必要資料(履歴事項証明書、定款、登記簿謄本の写し等)をNEDOに提出すること。

### ◇申請書提出日までに設立する研究開発型スタートアップの要件

- (6) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (7) 助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- (8) 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な処理能力を有すること。
- (9) 助成対象事業終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- (10) 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有すること。

(11)中小企業基本法等に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数[x])
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

x: 常時使用する従業員には、家族従業員、事業主、法人の役員、臨時の従業員(解雇予告不要者)を含まない。又、他社への出向者は従業員に含みます。

なお、本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業[x]の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業[x]の所有に属している企業
- ・大企業[\*7]の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

\*7: 本事業において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合(又は諸外国における同等のもの)

(12)本事業に係わるメンバーに関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

(13)反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

(14)技術研究組合は本事業の対象外とする。

(参考)会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士又は監査法人。会社法 337 条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

(15) 設立した新法人が既存の法人と「関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 第八条(定義) 5 項)」及び「子会社(会社法 第二条(定義) 三項)」の関係にないこと。

#### 1-4. 助成対象事業の要件

- (1) 助成事業で開発するものが、競争力強化のためのイノベーションを創出するものであり、以下の技術の範囲であること。
  - ・経済産業省所管の鉱工業技術(原子力に係るものを除く)であること。
  - ・具体的な技術シーズであって、研究開発要素があることが想定されること。例えば、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術的要素が薄いものや、既存製品(購入品)を利用しただけのものについては対象外とします。
- (2) 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。(提案書の「添付資料 2」に記載してください。)
- (3) 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ(基礎となる主要な事項[背景、数値等])も含め、具体的に説明すること。(提案書の「添付資料 1」中に記載してください。)(我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。)
- (4) なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)に御協力いただく場合があります。
- (5) 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

#### 1-5. 予算規模

約 3,000 百万円

#### 1-6. 事業期間

NEP タイプAはNEDOが指定する日から起算して原則6か月以内。

(事業終了日は、遅くとも 2021 年 3 月 31 日とする。)

NEP タイプBはNEDOが指定する日から起算して原則 12 か月以内。

(事業終了日は、遅くとも 2021 年 9 月 30 日とする。)

## 2. 応募の手続き等

### 2-1. 助成金交付申請に係る提案書

助成金を希望する対象者は、提案書様式を用いて一式をNEDOに提出してください。

#### (1) 提案書の様式の入手

提案書は、NEDOのホームページ(公募情報のページ参照)からダウンロードすることができます。下記、「提案書作成にあたって」に従い、提案書を作成してください。

- ・公募要領【PDF】
- ・提案書作成にあたって【MS-Word】(出資関心願/出資関心確認書を含む[\*8])  
\*8:出資関心願/出資関心確認書:NEP タイプ A は不要、NEP タイプ B は必須
- ・情報項目ファイル【MS-Excel】
- ・交付規程【PDF】
- ・様式【MS-Word】
- ・基本計画【PDF】
- ・実施方針【PDF】

なお、NEDO 公式ツイッター<[https://twitter.com/nedo\\_info](https://twitter.com/nedo_info)>において、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報を発信しています。当該公募に係る追加情報を発信する可能性がありますので、ぜひフォローいただき、ご活用ください。

#### (2) 提出書類

「提案書作成にあたって(提案様式)」の 2、3 ページのチェックリストに記載される書類を準備ください。**提出部数は、NEP タイプ A は1部(正1部、副1部)、NEP タイプ B は11部(正1部、副10部)、NEP タイプ B は不採択時に NEP タイプ A の採択を希望は11部(正1部、副10部)**です。提案書を受理後に受理確認書を返送します。そのほかの提出された提案書、添付資料等は返却いたしません。

- ・**提案書には次の資料又はこれに準ずるものを1部添付してください。**
- ・**現在雇用関係を締結している又は経営者として参画している全ての企業・法人に関する概要資料(会社経歴書、パンフレットなど)**
- ・代表者及びチームメンバーが外国籍の場合は、その者が個別に許可された日本での在留資格について、本事業者として活動開始する日における残りの在留期間が対象の事業時間以上あり、かつ国内での就労制限がないことを証明できる書類(入国管理局による在留カードの写し等)。

#### (3) 提案書送付先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー20 階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 スタートアップグループ

NEP 公募 申請窓口(加藤、谷、藤原、田口、中島)宛

- ・郵送の際には封筒に『NEP 公募』に係る提案書在中』と朱書きのこと。

#### (4) 提案書の受付期間

**2020年4月28日(火)～2020年5月28日(木)正午までに、郵送又は特定信書便で到着したもの(必着)**

メール送付、持参での受付は行いません。また、受付期間を過ぎて到着したものは、審査対象とはなりませんのでご注意ください。

書類に不備等がある場合は原則として審査対象とはなりませんので、提案書様式に従って記入してください。様式に記載されている項目の変更はしないでください。

#### (5) 提案に関する問い合わせ先

この公募内容に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

##### 問い合わせ先・提案書送付先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

イノベーション推進部 スタートアップグループ

NEP 公募担当 加藤、谷、藤原、田口、中島

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

メールアドレス: [NEP@nedo.go.jp](mailto:NEP@nedo.go.jp)

#### (6) 公募説明会

詳細につきましては、本公募の HP をご確認ください。

### 2-2. 応募に関する注意

- (1) 本助成事業への登録は、個人またはチーム(代表者1名、代表者も含めて最大3名まで)の登録を認めています。
- (2) 計上可能な共同研究等の相手先は一機関まで認めますが、学術研究機関に限ります。
- (3) 同一事業者が異なるテーマにより同時に複数の応募をすることは認めません。(ただし、同一事業に限り、NEP Bの条件に満たなかった場合 NEP Aの採択を志望することは認めます。志望する場合は、「提案書作成にあたって」に従い、当該提案書を作成し、提出してください。)
- (4) 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果、申請額から減額して交付決定を行う場合や、カタライザーマッチングが出来なかった時は交付決定ができない場合がございます。
- (5) 提案書は日本語で作成してください。
- (6) 提案書の提出前に、必ず e-Rad の登録を行ってください(2-4. e-Rad 登録 の項を参照)

### 2-3. 主任研究者について

原則、代表者が主任研究者を務めるものとします。研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のためだけに利用されます(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

本助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出の確認や補助員の従事日誌の確認(NEP タイプBのみ)等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴を主任研究者研究経歴書(提案書の追加資料4))に記入し提出してください。記入にあたっては、以下(1)～(2)に注意して記載して下さい。

(1) 研究開発経歴(現職含む)

「過去の研究実績(参画プロジェクト)」については、過去に参画したNEDOプロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

(2) 受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等(外国出願を含む)

当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。研究成果を示すものとして、「論文(研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可)」、「研究発表(学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可)」、「特許(外国出願を含む)」等[\*10]がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

\*10:「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくともこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらが無い研究員においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

2-4. e-Rad(府省共通研究開発管理システム)登録

■府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

本事業への応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への申請手続きと、NEDO への提案書の提出の両方の手続きが必要となります。この e-Rad への申請手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、ご注意ください。

◇府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development (科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記の URL を参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

・e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>

・e-Rad 利用可能時間帯: 平日、休日ともに0:00~24:00

(国民の祝日及び年末年始も、上記のとおり利用可能。ただし上記サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)

・e-Rad ヘルプデスク

電話番号: 0570-066-877

受付時間: 平日 9:00~18:00(国民の祝日及び年末年始を除く)

■手続きの概略

以下、(1)~(4)の手続きのうち、(1)及び(2)の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です。(3)及び(4)の手続きは必要です。

(1) 所属研究機関の登録

提案にあたっては、応募時まで e-Rad に研究者(提案書中の研究員に相当)が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録申請書をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

## (2) 研究代表者の登録

研究代表者(提案書中の主任研究員に相当)の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

## (3) 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください。この印刷物は NEDO への提出書類として必要になります。

## (4) 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押さないと e-Rad 上での登録が完了しません。

### 【注意事項】

- ・提案書を NEDO へ提出する際には、e-Rad に登録されている必要があります。提案の前に十分余裕をもってご準備いただき、提出締切日までに登録を完了するようお願いいたします。
- ・応募基本情報の入力及び応募内容提案書の出力などは研究機関 ID でログインしてください。研究者 ID でログインすると、本公募への応募の入力ができません。
- ・提出締切日までにシステムの「応募／採択課題一覧」の申請の種類(ステータス)が「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad のヘルプデスクまで連絡してください。
- ・提案書の受理状況は、「応募／採択課題一覧」から確認することができます。
- ・e-Rad での申請は、代表者のみ必要です。共同研究先は必要ありません。

## 3. 公募開始から交付決定までのプロセス

### ■NEP タイプA[個人]の場合

本事業の公募では、NEDOは、「1-3. 助成事業対象者の要件(■NEP タイプAの応募要件)」及び「1-4. 助成対象事業の要件」を満たす事業者を公募し、審査を経て助成予定先として採択し、交付決定を行います。採択においては、採択決定後原則 45 日以内を目安として「1-3. 助成事業対象者の要件(■NEP タイプAの応募要件)」の(4)に記載されている①～③を条件として付します。また、個別にそれ以外の条件を付す場合があります。採択後、上記条件の履行がNEDOにより確認され次第、所定の文書手続きを経て、交付決定を通知いたします。交付決定通知日以降に経費の計上が可能となり、助成事業を開始できます。上記条件が満たされない場合には、採択が取り消され、交付決定も行われません。

### ■NEP タイプA[法人]の場合

本事業の公募では、NEDOは、「1-3. 助成事業対象者の要件(■NEP タイプAの応募要件)」及び「1-4. 助成対象事業の要件」を満たす事業者を公募し、審査を経て助成予定先として採択し、交付決定を行います。採択においては、採択決定後原則 45 日以内を目安として「1-3. 助成事業対象者の要件(■NEP タイプAの応募要件)」の(4)に記載されている①～④を条件として付します。また、個別にそれ以外の条件を付す場合があります。採択後、上記条件の履行がNEDOにより確認され次第、所定の文書手続きを経て、交付決定を通知いたします。交付決定通知日以降に経費の計上が可能となり、助成事業を開始できます。上記条件が満たされない場合には、採択が取り消され、交付決定も行われません。

### ■NEP タイプBの場合

本事業の公募では、NEDOは、「1-3. 助成事業対象者の要件(■NEP タイプBの応募要件)」及び「1-4. 助成対象事業の要件」を満たす事業者を公募し、審査を経て助成予定先として採択し、交付決定を行います。採択においては、採択決定後原則 45 日以内を目安として、「1-3. 助成事業対象者の要件(■NEP タイプBの応募要件)」の(5)に記載されている①～③を条件として付します。また、個別にそれ以外の条件を付す場合があります。採択後、上記条件の履行がNEDOにより確認され次第、所定の文書手続きを

経て、交付決定を通知いたします。交付決定通知日以降に経費の計上が可能となり、助成事業を開始できます。上記条件が満たされない場合には、採択が取り消され、交付決定も行われません。

■NEP B の条件に満たなかった場合 NEP A の採択を志望の場合

NEP B に採択された場合は「■NEP タイプ B の場合」、NEP A に採択された場合は「■NEP タイプA[個人]の場合」または「■NEP タイプA[法人]の場合」となりますので、どの結果になっても、すべて対応できるよう事前にご確認をお願いします。

## 4. 助成事業者の選定について

### 4-1. 選定方法

■NEP タイプAの場合

採択においては、以下に示す審査を実施いたします。

- ・外部専門家等による提出書類に基づいた書面審査(一次審査)
- ・NEDO内の契約・助成審査委員会(参加不可)
- ・別途カタライザーマッチングのために事業カタライザーへのプレゼンテーションを実施する予定です(カタライザーとのマッチングが完了することを交付決定条件としています)。

NEDOは、提案要件に関する審査の後、一次審査として外部有識者を活用した書面審査を行い、最終的にはNEDO内の契約・助成審査委員会を経て採択が決定されます。必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合があります。

■NEP タイプ B の場合

採択においては、以下に示す審査及びプレゼンテーションを実施いたします。

- ・外部専門家等による提出書類に基づいた書面審査(一次審査)
- ・外部専門家等によるプレゼンテーション審査(二次審査)
- ・NEDO内の契約・助成審査委員会(参加不可)
- ・別途カタライザーマッチングのために事業カタライザーへのプレゼンテーションを実施する予定です(カタライザーとのマッチングが完了することを交付決定条件としています)。

NEDOは、提案要件に関する審査の後、一次審査として外部有識者を活用した書面審査を行い、二次審査への通過者をお知らせします。二次審査では、経営者面談及び外部有識者で構成される審査委員会におけるプレゼンテーション審査を実施し、最終的にはNEDO内の契約・助成審査委員会を経て採択が決定されます。必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合があります。

■NEP タイプAとNEP タイプ B 共通

選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

また、採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果、予算等により申請額から減額して交付決定を行う場合や、カタライザーマッチングが出来なかった時は交付決定ができない場合がございます。

採択決定後 NEP 採択者には別途、事業カタライザーへのプレゼンテーション等[\*11]を実施していただきます。この事業カタライザーへのプレゼンテーションは必ず参加するようにしてください。

\*11: 事業カタライザーへのプレゼンテーションの日程は、NEP タイプ A と NEP タイプ B で別日程となる可能性があります。

#### 4-2. 審査基準

採択に際しては、次の視点から審査します。

##### (1) 本事業の趣旨並びに応募の要件及び技術の要件に関する評価

「1-1. 事業目的」、「1-3. 助成事業対象者」に記載されている要件に適合しているかを評価します。これらに適合していないと判断された場合は、以下の評価対象とならない場合があります。

##### (2) 技術評価

提案されたテーマの技術内容について、具体的な技術シーズがあり、かつ当該技術シーズが活用可能であること(代表者自らが特許若しくはノウハウを保有している、又は大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が見込まれる等)。また、技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること。

##### (3) 事業性評価

提案されたテーマの事業化について以下の項目を評価します。

項目	審査基準
① 新規市場創出効果	事業化後は、国内経済への影響が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること。
② 事業化計画の信頼性	・本事業を基に起業までの計画を提案すること又は事業の加速プランを提案すること ・支援期間終了後に事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的な計画を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること。

##### (4) 人物評価

代表者である個人について、起業・事業化にける意欲、情熱、リーダーシップ、柔軟性、論理力といった「メガベンチャー」の創業者・経営者として十分な資質を有していること。

##### (5) 資金調達に関する評価

助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること

NEP タイプ A の場合:対象経費の10%(最大 50 万円)を負担することが可能なこと

NEP タイプ B の場合:VC 等から一定の評価を得られている(関心証明書等)こと、対象経費の最大 3000 万円の一時的な建て替え及び対象経費の10%(消費税:最大 300 万円)を負担することが可能なこと

##### (6) 提案事業が交付決定までに法人化が見込めること (法人で交付決定を受ける場合)

#### 【特記事項】

- ・NEDO から認められた対象年度の TCP 制度の対象賞の受賞者での応募の場合は「(2)技術評価」にて加点とします。
- ・「大企業等からのスピニアウト」に該当すると NEDO から認められた代表者の採択枠を別途設ける場合がございます。

#### 4-3. 交付先の公表及び通知について

##### (1) 交付結果の公表等について

交付決定された案件(代表者登録番号、代表者(個人名含む)、テーマ名、企業名(該当時など)は原則 NEDO のホームページ等で公開します。なお、個別の事情により、採択された個人名の公表がその時点で適切でない場合には、一時的に公表を留保し、事業化可能性検討及び事業化促進検討開始後の速やかかつ適切な時点で公表します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

(2) 外部専門家の氏名の公表について

外部専門家の氏名は、公募期間中に審査候補者全員の所属・氏名をNEDOウェブサイト上で公開します(利害関係者特定のため)。

(3) 採択条件について

採択に当たっては、支援期間の変更など、新たに条件を付加する場合があります。

(4) スケジュール(予定)

2020 年

- 4 月 28 日 : 公募開始
- 5 月 28 日 正午 : 公募締め切り
- 6 月下旬 : 書類審査結果の通知
- 7 月上旬～ : カタライザーマッチング
- 7 月上旬 : 外部専門家等によるプレゼンテーション審査(NE タイプ B の場合のみ)
- 8 月上旬 : NEP 採択者決定
- 8 月中旬～ : 運営管理法人と経理業務等に関する委任契約の締結。  
申請書の提出
- 10 月上旬 : 交付決定、事業開始

2021 年

- 3 月頃(目安) : 事業終了。実績報告書の提出。(NE タイプ A の場合)
- 9 月頃(目安) : 事業終了。実績報告書の提出。(NE タイプ B の場合)

## 5. 助成事業の詳細

### 5-1. 助成対象費用

#### ■NEP タイプAの場合

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査(研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。)機械装置等費、その他経費及び共同研究費です。**労務費は対象外です。**

- ・研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。
- ・必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。
- ・本事業において「事業化」とは、助成事業終了後に販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって事業化とみなします。
- ・事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は有償の場合には製造原価以下にて実施するものとします。なお、有償とする場合、製造に係る人件費、原材料等は助成対象費用とはなりません。
- ・共同研究先の対象費用も、ここに記載の規定に準じます。
- ・助成金を使用する前に、使用する消費税分を運営管理法人へ納付すること。  
(事業終了後に残額分は返納します。)

費目ごとの内容は次のとおりです。

(1) I. 機械装置等費 (交付決定が個人の場合は税抜 50 万円以上の処分制限財産となるものは対象外(法人の場合は対象とする。)、生産設備はいずれも対象外)

#### ①土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

#### ②機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

#### ③保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

- ・なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。
- ・処分制限財産とは「取得単価が税抜 50 万円以上」の財産です。処分制限財産の考え方は以下のマニュアルと別紙 Q&A を参照してください。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

(2) III. その他経費

#### ①消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

②旅費(原則として申請書の研究体制図に記載された者を対象とする。主任研究者含め最大3名までとします。共同研究先についても同様とします。)

- ・助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。
- ・研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。
- ・事業期間外となる NEDO 主催の任意のイベント等(デモデイ等への参加)に係る旅費計上は対象外となる可能性があります。

### ③外注費

(交付決定が個人またはチームの場合は税抜 50 万円以上の処分制限財産[\*12]となるものは対象外(法人の場合は対象とする。))

助成事業の実施に必要なソフトウェア、ハード設計等の請負外注に係る経費(研究要素を含むものは外注できません)。

\*12:「取得単価が税抜 50 万円以上」のソフトウェアも処分制限財産に当たる場合があります。

### ④諸経費

上記の①～③のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。なお、特許出願に関する費用は対象外です。

## (3)IV. 委託費・共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等(国内)が行う技術開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記(1)、(2)に定める項目に準じて行う。

①「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。

② 交付決定時における助成金総額の 50%未満を対象とします。

③ 本事業では研究開発業務を第三者に委託する委託費は認められません。

④ 本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際、以下の点にご留意ください。

- ・共同研究費のうち労務費は対象外です。
- ・交付決定が個人の場合は税抜 50 万円以上の処分制限財産となるものは対象外(法人の場合は対象とする。)、生産設備はいずれも対象外です。
- ・交付決定が個人の場合でも 50 万円未満の機械装置を購入する場合、共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。
- ・学術機関等において発生する本事業の直接経費の最大20%を上限として間接経費も助成対象とします。
- ・民間企業との共同研究費は、対象外となります。また、代表者及びチームメンバーと利害関係がある相手先との共同研究費は対象外となります。
- ・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載する必要があります。また、共同研究契約締結後、遅滞なく契約書の写しを NEDO へ提出してください。
- ・計上可能な共同研究等の相手先は一機関まで認めます。
- ・共同研究に係る契約の締結日およびその履行期間は、助成期間内(交付決定日から事業終了日まで)である必要があります。
- ・代表者と契約可能な共同研究先のみ計上可能となります。[\*13]

\*13: 代表者と共同研究を契約する予定している場合は、事前に契約が可能か確認しておくこと。

## ■NEP タイプ B の場合

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発や市場調査(研究開発の目標に調査内容が記載されていることが前提)に係る下記の経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する(汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。)機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

- ・研究に必要な経費を正確に積算してください。交付決定前に金額精査を行い、場合によっては交付決定額を減額することがあります。
- ・必要に応じて、外注先や研究員等へのヒアリングを行うことがあります。また、追加の資料提出を求める場合があります。
- ・本事業において「事業化」とは、助成事業終了後に販売又はライセンスアウトにより収入が発生することをいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって事業化とみなします。
- ・事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、無償又は有償の場合には製造原価以下にて実施するものとします。なお、有償とする場合、製造に係る人件費、原材料等は助成対象費用とはなりません。

費目ごとの内容は次のとおりです。

### (1) I. 機械装置等費 (生産設備は対象外)

#### ①土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。

#### ②機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用に要する経費。

#### ③保守・改造修理費

助成事業で購入したプラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合)、修理(主として現状に回復する場合)に必要な経費。

- ・なお、建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や使用期間の目途等を確認し、場合により修正を求めることがあります。
- ・処分制限財産とは「取得単価が税抜 50 万円以上」の財産です。処分制限財産の考え方は以下のマニュアルと別紙 Q&A を参照してください。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

### (2) II. 労務費

- ・助成対象費用の中の上限として「5百万円」又は「助成額全体の25%未満」のいずれか低い方を計上可能です。
- ・「補助員費」のみ計上が可能です。「研究員費(対象外)」と「補助員費」の区分やその他の詳細については、下記マニュアルの労務費の項目をご参照ください。  
[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)
- ・交付決定された法人の就業規則、旅費規程等にて、計上する対象者が順守されていることを中間検査、確定検査等で確認を行います(就業規則、旅費規程等がない場合は計上出来ません。)
- ・必要に応じて、担当の事業カタライザーに、本事業での労務との差異がないことをNEDOが確認する場合がございます。

### (3)Ⅲ. その他経費

#### ①消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。

#### ②旅費(原則として申請書の研究体制図に記載された者を対象とする。主任研究者含め最大3名までとします。共同研究先についても同様とします。)

- ・助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。
- ・研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で、旅費、滞在費、交通費。
- ・デモデイなど参加(NEDO 主催の任意のイベント等)に係る旅費計上は事業期間外となるため、対象外となる可能性もございます。

#### ③外注費

助成事業の実施に必要なソフトウェア、ハード設計等の請負外注に係る経費(研究要素を含むものは外注できません)。

#### ④諸経費

上記の①～③のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。なお、特許出願に関する費用は対象外です。

### (4)Ⅳ. 委託費・共同研究費

助成事業のうち、共同研究契約等に基づき学術機関等(国内)が行う技術開発に必要な経費(委託研究費は計上できません。)。当該経費の算定に当たっては、上記(1)～(3)に定める項目に準じて行います。

- ①「学術機関等」とは、「国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人及びこれらに準ずる機関」を言います。
- ②交付決定時における助成金総額の25%未満を対象とします。
- ③本費用を計上する場合は、費目別の内訳も提示していただきます。その際以下の点にご留意ください。
  - ・代表者の従業員を当該研究機関に出向させる場合の当該出向者の労務費を、この共同研究費の中に計上することはできません。
  - ・共同研究先の労務費は対象外です。
  - ・学術機関等は200万円以上の機械装置を購入することはできません。200万円未満の機械装置を購入する場合、共同研究費の中に計上することはできますが、この場合は、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を共同研究契約等に挿入してください。
  - ・学術機関等において発生する本事業の直接経費の最大20%を上限として間接経費も助成対象とします。
  - ・民間企業との共同研究費は、対象外となります。
  - ・計上可能な共同研究等の相手先は一機関まで認めます。
- ④共同研究に係る契約の締結日およびその履行期間は、助成期間内(交付決定日から事業終了日まで)である必要があります。

### 5-2. 交付決定から助成金の交付までのステップ

#### ■NEP タイプA[個人]の場合

交付決定を受け、NEP 助成事業を開始されたら、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、採択者から提出される実績報告書に基づき、運営管理法人への精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払い実績に基づき概算払いを行います。

助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。

- ・経理指導:助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上についてNEDO、経理カタライザー、運営管理法人が指導します。
- ・中間検査:事業期間中に適宜状況に応じて実施します。(回数も事業実施状況による)運営管理法人と協力して対応してください。
- ・確定検査:事業終了日の後、実績報告書を確認し費用を確定します。確定検査にて、NEDOが費用計上不可とした費用については、購入者ご自身の負担となりますので、助成金を使用する前に以下、マニュアル等を参照し、NEDO及び運営管理法人と調整の上、発注願います。  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

詳細は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他NEDOから様々なご案内をさせて頂く場合がございます。

#### ■NEP タイプA[法人]の場合、NEP タイプBの場合

交付決定を受け、NEP 助成事業を開始されたら、計画した目標に向かい、スケジュールに従って、成果を達成するよう努めてください。助成金の交付は、採択者から提出される実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としています。ただし、必要があると認められる場合は、支払い実績に基づき概算払いを行います。

助成事業では適切な費用計上が求められます。そのために、次の指導及び検査を行います。

- ・経理指導:助成事業開始後数ヶ月以内に適切な費用計上についてNEDO、経理カタライザーが指導します。
- ・中間検査:事業期間中に適宜状況に応じて実施します。(回数も事業実施状況による)
- ・確定検査:事業終了日の後、実績報告書を確認し費用を確定します。確定検査にて、NEDOが費用計上不可とした費用については、購入者ご自身の負担となりますので、助成金を使用する前に以下、マニュアル等を参照し、NEDO及び運営管理法人と調整の上、発注願います。  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

詳細は交付決定後、その都度ご連絡します。また、その他NEDOから様々なご案内をさせて頂く場合がございます。

#### 5-3. 交付決定等の取り消し

採択決定後原則 45 日以内に条件を満たせなかった場合には、助成予定先としての採択を取り消します。また、本事業者は、本事業による活動期間中、以下に規定する状況が発生した場合、本事業の参加資格を失うものとします。

- (1)公募条件等について全部又は一部の条件を満たさない状況となった場合。
- (2)その他、NEDOが支援継続について適切でないと判断した場合。
- (3)不正事項が発覚した場合。

申請内容の虚偽や助成金の重複受給等が判明した場合、及び報告書の提出義務等の交付条件が果たされない場合には、交付決定後又は助成金交付後であっても、交付規程に基づき交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用、また個人名の公表が行われることがあります。

#### 5-4. 取得財産の管理

- (1)助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間又はその終了後5年以内に出願、取得、譲渡もしくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。
- (2)本助成金で取得した固定資産等に関しては、圧縮記帳[\*14]を適用することが可能です。

\*14:圧縮記帳:新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳する

ことによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより直接的な課税が生じないようにする制度です。なお、詳細は税務署・税理士等に確認してください。

#### 5-5. 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

- (1) 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は事前にNEDOに報告をしてください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとします。
- (2) 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体(電子メール等)による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- (3) 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。
- (4) 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

##### 【記載例】

- ・「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」
- ・「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

#### 5-6. 事業期間終了後

- (1) 事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、事業化状況報告書をNEDOに提出していただきます。
- (2) 収益納付は、当該事業成果が活用された事業により助成事業者が得た利益の5%(条件によっては10%)、最大額は助成金確定額(最終年度の確定検査後に確定した額であって交付決定額ではない)、また期間は上記事業化状況報告と同じ期間(最長5年)となります(詳細は交付規程参照)。
- (3) 事業期間終了後適切な時期に、技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認するため、終了評価を開催します。詳細は別途連絡します。
- (4) NEDOの補助金を含む国庫補助金については一時所得として整理されますが(所得税法第34条第一項)、費目によっては控除対象等になることが想定されますので、確定申告を漏れなく実施してください。特に個人またはチームとして交付決定を受ける事業者はご注意ください。

(参考) 国税庁 HP: <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/04/08.htm>

“(9) 法第42条第1項《国庫補助金等の総収入金額不算入》又は第43条第1項《条件付国庫補助金等の総収入金額不算入》に規定する国庫補助金等のうちこれらの規定の適用を受けないもの”について所得税法第42条の不算入対象は固定資産の取得と改良に係るものであり、NEPで想定する費目は基本的に一時所得の対象になることが想定される(NEPで購入を制限しない50万円以下の固定資産については不算入対象になる)。なお、一時所得に係る税金は(収入-特別控除額(最高50万円))×1/2×税率になるので、助成金単体に係る税金は最大23万円弱になる見込み(一時収入とその他の所得の合計額に対して税率が課されるので、税率は20%以上になる可能性もある。)

## 6. 禁止事項及び不正防止について

### 6-1. 本事業内の重複応募

同一事業者が複数のテーマで申請をすることは認めておりません。(ただし、同一事業に限り、NEP B の条件に満たなかった場合 NEP A の採択を志望することは認めます。「提案書作成にあたって」に従い、当該提案書を作成し、提出してください。)

### 6-2. 重複支援

「代表者」、「共同研究等先」のいずれかに所属する研究者等が受けている他府省を含む他の助成金等の支援において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。

- (1) 同一の技術開発課題についてすでに他の助成金等を受けている場合、本事業への申請はできませんが、応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能です(ただし下記②に留意のこと)。
- (2) 応募時に、他府省を含む他の助成金等の応募・受入状況(制度名、代表者名、技術開発課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- (3) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省等、助成金担当課(独立行政法人である資金配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。
- (4) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募(採択課題・事業)内容の一部に関する情報を他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)  
なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

### 6-3. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日平成16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。それに基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

#### (1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。
- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

## (2)「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

### 6-4. 「国民との科学・技術対話」への対応について

本事業に採択された代表者は、当該事業に係る活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否の判断については、活動自体への影響等も勘案して行います。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)によりNEDOに報告してください。

#### 【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>>

### 6-5. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日平成19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。それに基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間: 不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間: 責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
- ④ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

6-6. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

通知先

NEDO リスク管理統括部

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

TEL: 044-520-5131

FAX: 044-520-5133

メールアドレス: [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ: [http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日: 9時30分～12時00分、13時00分～17時00分です。)

## 6-7. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- (1) 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

### 【注意事項】

我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- (2) 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- (3) 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- (4) 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省:安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )

- ・ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) [http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 7. その他

### 7-1. 申請情報の管理

#### (1) 提出物の管理

提出された申請書等は、助成事業の審査のために使用します。このため外部有識者に提出書類等を郵送等にて送付する場合があります。なお代表者からの提出物の返却はいたしません。

#### (2) 申請情報の公表

交付決定された申請案件については、代表者名、助成事業の名称、助成事業の概要、交付決定された助成金の額、担当事業カタライザー名をNEDOのHPに公表する予定です。

不採択の場合は、代表者名、事業の名称及び事業の概要を含めて提出書類等の内容は原則として公表いたしません。ただし、他府省等、助成金担当課からの依頼・問い合わせ等に対して、その依頼・問い合わせ等が妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に代表者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

## 7-2. 秘密の保持

- (1) 提出物等により取得した個人情報には審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- (2) 審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- (3) NEDO及び所管部門である経済産業省が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用することがあります。
- (4) NEDO及び経済産業省は特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- (5) ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。  
(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

## 7-3. 留意事項

### (1) 免責事項について

NEDO、運営管理人及び事業カタライザーは、NEDO、運営管理人及び事業カタライザーに故意又は重過失がある場合を除き、本事業の提供において、代表者及びチームメンバーに生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

特に、応募内容が知的財産権など第三者の権利を侵害していないことを事前に確認の上、応募してください。また、本プログラムへの応募及び参加は、代表者および参加者の責任と判断に拠るものとします。企業・研究機関等に所属する個人が応募される場合においても、所属元に了解を得るなど必要な対応を代表者の責任で行ってください。

### (2) 追跡調査・評価について

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただきますので御協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、提案書作成にあたっての参考資料 2「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

- (3) 個人もしくはチームでの交付を受ける場合は、助成金を使用する前に、使用する消費税分を運営管理人へ納付すること。(事業終了後に残額分は返納します。)

- (4) 必要に応じて、運営管理人と連絡先などの個人情報を共有します。

(5) 日本政策金融公庫の創業支援制度

新創業融資制度

<[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04\\_shinsogyo\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html)>

新規開業資金

<[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01\\_sinkikaigyoku\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyoku_m.html)>

女性、若者／シニア起業家支援資金

<[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/02\\_zyoseikigyoku\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/02_zyoseikigyoku_m.html)>

お問い合わせ、ご相談は上記 URL よりお願いいたします。

(6) NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

**【関連資料】**

- 基本計画
- 実施方針
- 交付規程
- 提案書作成にあたって
- 契約に係る情報の公表について
- 別添集(技術キーワード、専門学術分野キーワード)
- 注意事項(Q&A)